

## 事務所だより 12月号・・・渡邊秀幸税理士・社会保険労務士事務所

2023年12月01日

いつもお世話になっております。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。  
秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

### 目次

2023年12月の税務  
通勤手当の税と社会保険  
年末調整は大変！ 今年の変更点  
来年分の前払いで今年の損金に

## 2023年12月の税務

12月11日

11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（当年6月～11月分）の納付

翌年1月4日

10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

---

## 通勤手当の税と社会保険

---

### 通勤手当と所得税

給与所得者に支給する通勤手当については、非課税限度額が設定されていて、その金額までの支給であれば、支給された通勤手当には所得税がかからない仕組みになっています。

非課税限度額は

交通機関又は有料道路を利用している人の場合：1か月最高150,000円

自動車・自転車などを使用している人に支給する場合：片道55キロ以上1か月最高31,600円～片道2キロ以上10キロ未満1か月最高4,200円

交通機関の通勤用定期券を支給の場合：1か月最高150,000円

等となっています。なお、通勤距離が片道2キロ未満で自動車や自転車などを使用している人に支給する通勤手当は全額課税となります。

規定されている額よりも多く通勤手当を支給した場合、超過分は給与として課税されます。

### 通勤手当と社会保険料

通勤手当は限度額までは所得税は非課税なのに対して、社会保険料の算定に利用する標準報酬月額には含めて計算することになっています。

所得税と社会保険の扱いの差は、所得税は「職場に行くための手当は結果的に手元に残らないから非課税」という考え方で、社会保険料は「労働の対価として定期的に受けた労働者の生計に充てられる手当なので計算に入れる」という考え方の違いのようです。

### 通勤手当とインボイス

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の対象となります。ただ、社員に支給する通勤手当については、社員が適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができません。そのため通勤者につき通常必要と認められる部分については、特例で記帳のみの保存で仕入税額控除が認められています。

また、この「通常必要と認められる部分」については、所得税の非課税限度額を超えているかどうかは問わないため、所得税の非課税限度額との条件を混同しないように注意しましょう。

年末調整を終わらせなければならない期限まで残りわずかとなりました。今年の年末調整では、住宅ローン控除や海外親族の扶養控除、配偶者の退職金に関する記載欄の新設など、小粒ながら多くの人に関わる見直しが講じられています。

今年の年末調整から変わったこととして、配偶者・扶養親族が受け取った退職手当等を記載する「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」という欄が新設されたことがまず挙げられます。所得税の計算では、合計所得金額に退職所得を含む一方、住民税では退職所得は含まれません。そうなると例えば今年に退職した配偶者がいる場合、所得税では所得上限に引っかかって配偶者控除を受けられないものの、住民税では控除を受けられることがあり得ます。これまでの書式では扶養親族の退職手当を把握できず、住民税の控除漏れが散見していたとして新たな記入欄が追加されました。

ふたつめの見直しは、海外に住む扶養親族の控除要件が厳しく制限されたこと。これまでは16歳以上の国外扶養親族が対象となっていました。今年からは「30歳以上70歳未満」のいわゆる現役世代が原則として除外されることとなりました。国外親族の生活実態については把握が難しく、ある程度稼いでいた親族でも扶養控除が認められていたとの指摘を踏まえ、見直されたものです。今年からは、留学などの理由で国外にいる親族、障害者、生活費・教育費として年38万円以上の支払を受けている人という3条件のいずれかに当てはまらない限り、現役世代は扶養控除を適用できません。

みつつめの見直しが、住宅ローン控除の控除率と適用期間の変更。2021～22年度の税制改正で、住宅ローン控除は大きく変わりました。所得上限が引き下げられ、控除期間が一定の要件を満たすことで13年に延長され、控除率も従来の1%から0.7%へと引き下げられています。これらの見直しは昨年から行われていましたが、住宅ローン控除では1年目は確定申告を行い、2年目以降は年末調整で控除を行うため、控除率見直しの影響を受ける年末調整は今年からということになります。

< 情報提供：エヌピー通信社 >

---

## 来年分の前払いで今年の損金に

---

企業が商品やサービスに支払う対価は、実際にサービスを受ける年度の費用として、課税対象となる儲けから差し引くのが原則です。しかし実際には来年分の家賃や翌期分の特許使用料など、今期に支払っている料金であっても、サービスは翌年以降に受けるものもあります。

このような「前払費用」については、サービスを1年以内に受けること、サービスが契約期間中に継続的に均等に提供されること、每期支払っている対価であることなどの条件を満たすことで、実際にサービス等を受けるのが来期でも、「短期前払費用」として今期の損金に含めることができます。

ではここで、利益が出ているため、損害保険料を1年分前払いにして当期の経費にした会社があるとします。そして来期以降についても、利益が出た場合には1年分前払いにして、逆に利益が出なければ分割払いに変えることで、その年の業績に合わせた節税策が講じられるのではないか。こんなことを考えそうですが、実際には年払いで損金にした保険料を翌期以降に月払いに戻すことはできません。「利益が出たから、当期だけ1年分支払う」というような利益操作は不可能ということです。

なお契約期間が2年以上のものについては、翌期以降の経費計上分を月割り按分し、「長期前払費用」に振り替えて契約期間に応じて経費計上していく必要があります。

< 情報提供：エヌピー通信社 >

渡邊秀幸税理士事務所  
watanabe.tax@gmail.com